

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 生活保護法施行細則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

障害福祉課

【告示】

（県例規集登載）

- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 指定居宅サービス事業者の指定
- 指定居宅サービス事業者等の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の更新
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

指導監査室

〃

健康推進課

〃

〃

道路整備課

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十三号

生活保護法施行細則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

生活保護法施行細則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
(生活保護法施行細則の一部改正)

第一条 生活保護法施行細則(昭和二十八年岡山県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の三中「様式第四十五号の六」を「様式第四十五号の九」に改め、同条を第十五条の四とし、第十五条の二の次に次の一条を加える。

(進学準備給付金)

第十五条の三 法第五十五条の五第一項の規定による申請書の様式の標準は、様式第四十五号の六とする。

2 法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給しようとするときの決定調書は、様式第四十五号の七によるものとする。

3 法第五十五条の五第一項の規定による進学準備給付金の支給に関する決定通知は、様式第四十五号の八によるものとする。

様式第四十五号の六中「~~様式~~〇三」を「~~様式~~〇四」に改め、同様式を様式第四十五号の九とし、様式第四十五号の五の次に次の三様式を加える。

様式第45号の6（第15条の3関係）

年 月 日

岡山県 県民局長 殿

住所又は居所

氏 名

印

進学準備給付金支給申請書

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の5第1項の規定により、次のとおり必要書類を添えて進学準備給付金の支給を申請します。

1 世帯主の氏名

2 進学する者の生年月日 年 月 日

3 進学する特定教育訓練施設の名称

4 進学後の居住地

進学する前の住居と同じ住居

転居により進学する前の住居と異なる住居

転居後の住所（ ）

5 必要書類

(1) 入学手続に着手していることが確認できる次のいずれかの書類

ア 入学金等を納付したことを証明する書類の写し

イ 入学金等の延納（進学後に納付することをいう。）を申請した書類の写し

ウ 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

(3) 進学する特定教育訓練施設の概要を記載した書類その他支給決定に当たり

必要な書類

様式第45号の8（第15条の3関係）

第 号
年 月 日

殿

岡山県 県民局長



進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法（昭和25年法律第144号）による進学準備給付金について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 支給の可否
 支給 円
 不支給
- 2 支給日及び支給方法
- 3 決定理由
- 4 この決定通知が申請書を受理してから14日を経過した場合、その理由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から④までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第3項の規定により諮問をした旨の通知を受けた場合であつて、審査請求をした日（不備の補正を命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して70日を経過しても裁決がないとき。②審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決及び①の通知のいずれもないとき。③決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。④その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(岡山県事務処理規則の一部改正)

第二条 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三障害福祉課の部1の項4中「(に関する)」を「及び進学準備給付金に関する」に改め、同4(1)中「の支給」を「及び進学準備給付金の支給の決定」に改め、「第55条の4第1項」の次に「、第55条の5第1項」を加え、同4(2)中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同項5中「第55条の6」を「第55条の7」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成30年10月2日 岡山県公報 第12030号

◎岡山県告示第五百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成三十年十月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

吉備の里なでしこ

2 所在地

加賀郡吉備中央町上野二三二〇一―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人吉備の里

2 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町上野二三二〇一―一〇

三 指定年月日

平成三十年十月一日

四 事業所番号

三三一三九〇〇一―四

五 サービスの種類

就労定着支援

平成30年10月2日 岡山県公報 第12030号

◎岡山県告示第五百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成三十年十月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアステーション パートナー

2 所在地

岡山県総社市中央四丁目二番地一〇二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社旭

2 所在地

岡山県倉敷市西坂一三四二番地三九八

三 指定年月日

平成三十年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一三七九

五 サービスの種類

訪問介護

平成30年10月2日 岡山県公報 第12030号

◎岡山県告示第五百二十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成三十年十月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

株式会社 MIERU 高梁事業所

2 所在地

岡山県高梁市津川町八川一二番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社 MIERU

2 所在地

岡山県岡山市北区芳賀五一一五番地七八

三 指定年月日

平成三十年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇七〇〇

五 サービスの種類

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第五百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年十月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

クオール薬局倉敷店

倉敷市中島二三四〇一七〇

平成三十年十月一日

クオール薬局高梁店

高梁市落合町阿部二二四三一五

平成三十年十月一日

クオール薬局高梁南町店

高梁市南町七九

平成三十年十月一日

◎岡山県告示第五百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年十月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

医療法人社団五聖会児島聖康病院

倉敷市児島下の町一〇―三七四

平成三十年十月一日

かくだ薬局運動公園店

笠岡市九番町二―二三

平成三十年十月一日

こんこうファーマシー薬局

浅口市金光町占見新田七四〇―二

平成三十年十月一日

大手町薬局メディカルケーシー

津山市河辺九三三―一六

平成三十年十月一日

株式会社ダテ薬局日比店

玉野市羽根崎町五―三

平成三十年十月一日

真庭会立しらうめ薬局

真庭市落合垂水四三七―二

平成三十年十月一日

◎岡山県告示第五百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年十月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

クオール薬局倉敷店

倉敷市中島二三四〇一七〇

平成三十年九月三十日

クオール薬局高梁店

高梁市落合町阿部二二四三一五

平成三十年九月三十日

クオール薬局高梁南町店

高梁市南町七九

平成三十年九月三十日

平成30年10月2日 岡山県公報 第12030号

◎岡山県告示第五百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 畑沖勝間田線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
勝田郡勝央町岡字金政一九番四地先から 勝田郡勝央町勝間田字金政七六五番六地 先まで		新	一〇・〇 〃 一一・二	一五〇・〇
勝田郡勝央町岡字金政一九番四地先から 勝田郡勝央町勝間田字金政七六五番六地 先まで		旧	五・三 〃 九・一	一五〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山口押撫線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

平成30年10月2日 岡山県公報 第12030号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 黒忠井原線
 三 道路の区域

笠岡市篠坂字中光坊五八二番二地先から 笠岡市篠坂字北ノ坊六八番一地先を経 て 笠岡市篠坂字矢ノ平二六六番地先まで	笠岡市篠坂字中光坊五八二番二地先から 笠岡市篠坂字矢ノ平二六六番地先まで	笠岡市篠坂字中光坊五八二番二地先から
旧	新	
四・四〇 一四・四	一〇・三〇 三七・七	五・七〇 二七・四
五三〇・五	四六〇・〇	五三〇・五

井原市芳井町花滝字池迫奥一一〇七番一 地先から 井原市野上町字ケゴヤ五五九番一地先 まで	井原市芳井町花滝字池迫奥一一〇七番一 地先から 井原市野上町字ケゴヤ五五九番一地先 まで	区 域
旧	新	新旧 別
三・〇〇 二〇・二	五・九〇 二六・二	幅員 (メートル)
六二七・四	六二七・四	延長 (メートル)

平成30年10月2日 岡山県公報 第12030号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笠岡井原線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市岩倉町字差迫二〇九六番一地先から 井原市岩倉町字平之前一三二七番二地先 まで	新	一〇・〇ㄱ 一九・〇	二四四・五
井原市岩倉町字差迫二〇九六番一地先から 井原市岩倉町字平之前一三二七番二地先 まで	旧	一〇・〇ㄱ 一九・〇	二四四・五

注 この変更は、最大から最小までの範囲内の道路の幅員の変更である。

平成30年10月2日 岡山県公報 第12030号

◎岡山県告示第五百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の 種類	路線名	区 間	供用開始 年月日
笠岡井原線	畑沖勝間田 線			勝田郡勝央町岡字金政一九番四地先から 勝田郡勝央町勝間田字金政七六五番六地先ま で	平成三十年 十月二日
井原市岩倉町字差迫二〇九六番一地先から 井原市岩倉町字平之前一三一七番二地先まで					